

第九十五号議案

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年東京都条例第八十六号）の一部を次のように改正する。  
第五条から第七条まで、第九条及び第十条中「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第八号）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。